

改正民法施行をふまえた預金規程の改定のお知らせ

当行は、2020年4月の改正民法施行をふまえ、下記の預金規程を改定いたします。

1. 改定日 2020年1月1日(水)

2. 対象となる主な預金規程等

当座勘定規定（一般用）	変動金利定期預金規程
普通預金（決済用普通預金）規程	自動継続変動金利定期預金規程
とくぎん総合口座取引規程	積立式定期預金規程
納税準備預金規程	定期積金規程
貯蓄預金規程	財産形成預金規程
通知預金規程	財産形成年金預金規程
期日指定定期預金規程	財産形成住宅預金規程
自動継続期日指定定期預金規程	外貨普通預金規程
自由金利型定期預金（M型）規程	外貨定期預金規程
自動継続自由金利型定期預金（M型）規程	非居住者円普通預金規程
自由金利型定期預金規程	非居住者円定期預金規程
自動継続自由金利型定期預金規程	

※改定後の新規規程は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

3. 主な改定内容

(1) 普通預金（決済用普通預金）規程 他 22規程

普通預金（決済用普通預金）規程について、以下の条項を追加いたします。なお、普通預金（決済用普通預金）規程以外の22規程においても同様に改定いたします。

（例）普通預金（決済用普通預金規程）（抜粋）

○成年後見人ご本人について補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化（下線部を追加します。）

成年後見人等の届け出

（1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。

（2）（省略）

（3）（省略）

（4）（省略）

（5）（省略）

○規程変更時の手続の明確化（下線部を追加します。）

規程の変更

- (1) この規程の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2) 期日指定定期預金規程 他 1 4 規程

期日指定定期預金規程について、以下の条項を追加いたします。なお、期日指定定期預金規程以外の定期性預金の規程（1 4 規程）においても同様に改定いたします。

(例) 期日指定定期預金規程（抜粋）

満期日前解約の取扱の明確化（下線部を追加します。）

預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) (省略)
- (3) (省略)
- (4) (省略)
- (5) (省略)

改定後の普通預金（決済用普通預金）規程ならびに期日指定定期預金規程は、こちらをご覧ください。

[普通預金（決済用普通預金）規程（改定後）](#)

[期日指定定期預金規程（改定後）](#)

以 上